

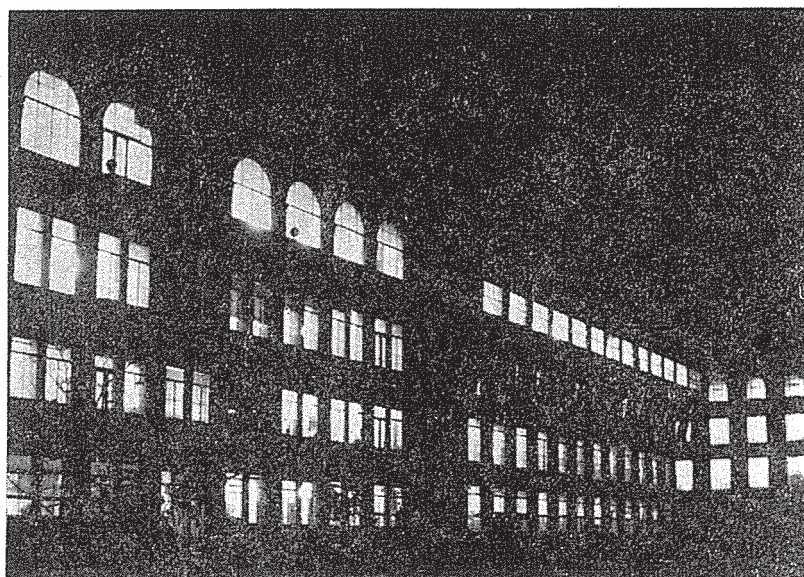
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, February 15th, 1951. —No. 237

關西大學學報

第 2 3 7 號

昭和 2 6 年 2 月



天 六 學 舍 燈 刻

關西大學學報局

東洋文学科増設に際して

教授 石 濱 純 太 郎

我が國大文学部では今年から東洋文学科を増設せられることとなつた。終戦後どう云うものか支那文学とか東洋学とかの類は一般に受けが悪くてこの方面志望の學生が減少し、學校によつてはこれらの学科を縮小廃止する処も出来ていたのである。そういう悪い情勢であるに關らず我が理事會教授が敢然として東洋文学科を成立せしめられたる識見と勇氣とは満腔の敬意を捧げざるを得ない。東洋に國する我國、中國に隣する我國にとつては東洋学支那学が不要になる筈はない。況んやつい此間の明治までは學問は總て漢学だつたことを想起すれば我國自身を知ることの學問を離れて分るはずがないではないか。一時の不景氣に驚いて店を閉めるなんかは考へ物である。そういう連中は曲学阿世の一類と云つてよろしい。然らばこの惡條件下に斯學を開講せんとしたれた理事會教授會の大英斷を感謝せざらんと欲しても能はざる次第である。

然し實を云へば支那学科の設置は遅かつたと云つてよい。學部に文學部が出来た時にも新大に文學部が出来た時にも支那文学科だけは設けられなかつた。僕は藤沢章次郎先生と共に何度かこの遺憾を語りあつて慨嘆した事であつた。絶えざる斯文の一線を保持するを終世の任とせられた先生は終にその希望の實現を見るに至らずして九泉の下に歿せられた。關大に於ける專科は設けられず、自己講習の道場たる泊園書院は戰火の下に痕跡を留めず、憂患の情を詩作に漏されるより外なかつたのは遺憾極まりなかつたろう。今日他の語文學科と伍して東洋文学科を見るに至りては恐らく黃坡先生は地下より理事長學長文學部長諸教授の配慮に絶大の感謝を表しておられることだらうと僕亦竊に情に同ずるのである。天の斯文を亡ぼすを欲せざる限り僕等は世の流行に同ぜずして一意斯學の昌明を期したい。黃坡先生の遺志はかくしてこそ繼承される。

東洋文学科と云つても先ずは支那文学である。思うに漢文の文學と云へば中國が大宗であるのは云うまでもない。然し漢文文學の及ぶ所には我國朝鮮安南がある。朝鮮は諺文安南は所謂國語であるとして漢文文學の支派であることを忘れてゐる人が多い。我國も近時まで漢文が第二國語であつた事に氣が付かない人もあるらしい。こんな態度で東洋學を研究しても眞を得ることは難かしい。我等はそうなりたくない。又思うに近頃でも中國文學と云へば所謂白話文

學ばかりを考へこんでゐる人もあるらしい。又白話と文語とを妙に分別して喜ぶ人もあるらしい。我等はそう窮屈に考へないようにしたい。又直ぐ實用に役立つ文學ばかり研究したがる風もあるようだ。學術研究は眞理を研究するので實用になるかならんかを考へてすべきものではないのでないか。余り實用を考へ過ぎると流行を追つて一喜一憂せねばなるまい。我等は寧ろ頑固の識りは受けなくても輕薄の笑いは招きたくないものである。

支那學問は廣い。今日風に大きく哲學、史學、文學の三つに分けてもよい。幾つに分けても皆全然別のものであるわけにいかない。相依り相助けてゐるものである事は敢て支那學に限らない。何者の發見ぞ分業にいそしんで全体を解明するを阻むを爲す。分業に勵むが悪いのでない。全体を忘れて片隅ばかりを突つゝいては片輪になるばかりである。支那の史學文學を修めるに經子の哲學を一応諒解しないではんとに分るだらうか。歐洲の史學文學をギリシアラテンの古典基督教の宗義を度外して修め得るものだらうかと云うのと同じである。何でもかでも流行の論者で片付けて行くのもいゝが、それでは眞實の科學的研究法ではない。そんな事で支那が分つたとして世を欺くような風はしたくないものだ。

東洋文学科と云うからには將來は印度文學科とか回教文學科とかを分立せしめるに至りたい。印度も一つの世界であつたんで、印度思想は佛教だけのようには思われないようにしたいものである。我國の印度學者は世界でも相當なものであるが、一つの世界だつた印度としては範圍が狭い。もつともつと擴大したいものである。支那學に及ぼせる印度學の影響は中々に大いし支那學からも之を除外しては不完全である。回教國も一つの世界だつたと考へて宜しい。歐洲近世文明に対する影響の大い事は歐米學者の研究で明かになつてゐる。印度に対するものも明かである。支那に対する影響如何が面白い問題である。我國の回教研究はまだ新しくその研究も少い。これは是非もう少しは振起したいものだ。何でも世界史的観点からなどという事を云つてもこんな我國の研究情勢からは無理ではなからうか。印度科回教科へと發達分立しなくてはならぬ。龍を得て蜀を望むは人情の常だから少しばかり大きな希望を述べさせて貰つたわけである。

僕は東洋史の一小學徒に過ぎない。見るべき成績があるではなく、生れつきの魯鈍は自分が最もよく知つてゐる。黃坡先生の席に侍して論議したのは憚慚してゐた支那文学科増設案が遂々實行されて先生未竟の志が果されたのだから、諸同僚と共に大に奮起して幾何もない余年を御手傳に捧げよう。そうすれば又後年に諸俊秀の力によつて僕が妄想してゐる志も實現を見るだらう。僕の妄志なんかどうでもいゝがそうなんつた日には我國の東洋學も大手を振つて世界を歩けるんではなからうか。

ソヴィエートの民主々義の特性

員外教授 浪 江 源 治

本稿において、ソヴィエート民主々義乃至その憲法の特性については、主としてレーニン一九一九年「ブルジョア民主々義とプロレタリア独裁」及びスターリン一九三六年「ソヴィエト憲法草案について」により、英米民主々義の観点からする批判的部分は、アメリカ合衆国図書館立法考査局の編纂にかゝる *Communism in Action (A Documented Study and Analysis of Communism Operation in the Soviet Union)*—1946—及び Samuel N. Harper: *The government of the Soviet Union*—1938—によつたもので、結局若干の關係文献の極めて平板な配列的介绍にとどまつた。

(1)

現在、世界に民主々義の二つの概念が存在しているといわれている。しかもこの二つの民主々義は經濟の面においてまた政治の面において相互に対立し反撥している。それは謂ゆるソヴィエート民主々義と謂ゆる英米民主々義の二つである。そして特にその階級的内容が強調せられる場合には前者はプロレタリア民主々義とよばれ、後者はブルジョア民主々義とよばれる。更に戦後東欧及びバルカン諸国において人民々々義の政府が組織され民主人民共和國が形成される情勢下では東欧民主々義という区別も行われている。

周知の如く民主々義は政治の原理及び体制であるとともに特定の生活様式であるともいわれる。本来この

思想は近代自由主義思想の一系列をなし、中世的封建的圧制と支配を打破し自由と平等の旗印の下に基本的人権を擁護することをその最大の目的として來た。また民主々義を一つの政治体制としてみればこの体制のもとでは人民全体が選挙権を保障され人民全体がその投票によつて主權的な意思を表示し、国家の意思決定、即ち国政には全人民が直接又は間接に參與することが出来るのである。民主々義の具体的な形態はそれ／＼の国の相異なる歴史的発展と社会的基礎によつて決定せられ、歴史的な段階と国土的な特性をもつ。しかしこのように民主々義が歴史的にまた国土的に特種な形態をとるとしても、そのことは何もそれが相互に対立しかつ反撥するような質的な矛盾を生ぜねばならぬことを意味するものではない。しかるに十九世紀の終り世界資本主義が独占の段階謂ゆる帝國主義の段階に入るとともに富の独占と偏在が著しくなつて從來の「法的民主々義」若しくは「政治的民主々義」に対して「經濟的民主々義」若しくは「社会的民主々義」が唱えられるようになり民主々義には一つの大きな分化が現われた。そして一九一七年の十月革命によつてロシアが資本主義体制から離脱し、プロレタリア独裁と暴力革命の標語のもとに社会主義の方向に進むにいたつて、ソ連を代表とするプロレタリア民主々義と資本主義諸国を代表とするブルジョア民主々義との反撥の事実が明らかとなつた。現在ソヴィエート民主々義と

第三七号 目次

東洋文学科増設に際して

石濱純太郎(裏紙)

ソヴィエート民主々義の特性

浪江 源治(一)

座談会 労働法改正をめぐる

(四)

学内報

(六)

寄付委員会開催……米人ミツチエル氏

夫妻來学……専門部閉校記念式典舉行

大学院研究室建築地鎮祭舉行……あけ

ぼの幼稚園新設……宮島理事長ロッキ

フエラー氏と懇談……人事異動

学生……(七)

校友……(十)

各支部会……職域名簿抄(四)

続・校友の面影(二)……(三)

海外彙報

ロッキフエラー氏と語る……T・M(三)

新刊紹介……N・Y(四)

本校所藏重要図書解題(二)K・A(三)

関西大学図書館新着洋書目録(V)(二)

関西大学概況

米民主主義の二つの平行線が存在するといわれ、国際政治の現実においてもこの二つの体系は、或はヨーロッパを舞台とし、或は東亞を舞台とし、或はヨーロッパを舞台として周知のごとくである。それでは今日ソヴィエト連邦をはじめ、各国によつて発展段階を異にしているが東欧及びバルカン諸国及び一部中国において行われている民主主義ソヴィエト民主主義とよばれ、プロレタリア民主主義とよばれ或は東欧民主主義とも新民主主義ともよばれる一の特性はどのようなものであらうか。

(二)

レーニンは一九一九年三月の共産主義インターナショナル第一回において「ブルジョア民主主義とプロレタリア独裁」というテーゼを発表し、「民主主義一般」というようなものは架空の存在であつて、現実にはプロレタリア民主主義か、或はブルジョア民主主義かそのいづれかに過ぎないことを強調している。更にレーニンがこの有名なテーゼのなかで説くところによれば、ブルジョア民主主義とはブルジョア階級の階級的独裁を意味し、プロレタリア民主主義とはプロレタリア階級の階級的独裁と同義語である。そして基本的人権の如きも社会主義の基礎の上にたつプロレタリア民主主義は廣汎な勤労者層に対して、これを實質的に保障することが出来るが、資本主義的所有関係の枠内にとどまるブルジョア民主主義は、勤労者に対して言葉の上ではこのような権利を何等かの程度で保障しているのであるが、実際にはこれを無視して憚らないのである。

こうした基本的な判定から発足して、レーニンはこのテーゼのなかで二つの民主主義—プロレタリア民主主義と、ブルジョア民主主義—を相互に対比しつつ両

者の間に存在する相違点を指摘し、ひいてはプロレタリア独裁の特性が如何なるものであるかを論証する。レーニンの所論に聞こう。

ブルジョアジーは「独裁」ということを蛇蝎視し「民主主義」を擁護することに努める。しかしブルジョアジーが問題にしているのは「独裁一般」と「民主主義一般」のことであつて、それが如何なる階級に關係があるかは頭から問題にしないのである。實際は世界の如何なる文明国にも「民主主義一般」というようなものは存在せず、ブルジョアジー民主主義が存在するだけである。また「独裁」の場合もブルジョアジーの言つてゐるような「独裁一般」などは問題ではなく被压迫階級—プロレタリアートの压迫者—搾取者ブルジョアジーに対する独裁、プロレタリア独裁が問題である。ブルジョアジーのプロレタリア独裁に対する独裁はブルジョア民主主義に他ならないのであり、プロレタリア独裁とはプロレタリアートのブルジョアジーに対する独裁であり、プロレタリア民主主義の政治を意味する。従つて問題は「民主主義一般」にあるのではなく、ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義にあると言わねばならない。勿論プロレタリア独裁も、政治的支配力を失つた階級の彈圧する必要によつて生じた点では、ブルジョア独裁と相似する。しかし両者の間には根本的な差異が存在し、プロレタリア独裁は多数勤労者による極く少数の人々、地主や搾取者に対する抑圧であるが、ブルジョア独裁は少数の地主及び搾取者による多数勤労者に対する抑圧である。従つてプロレタリア独裁は民主主義の形式と制度とを必ず変化させるにとどまらず、この変化に伴い、資本主義の压制下にあつた階級、勤労者階級による民主主義の利用を未曾有に拡大させるのである。プロレタリア

独裁下におけるソヴィエト政權の本質は、全國家權力の、全國家機關の恒常的にして唯一の基礎をなす組織が、労働者及び半プロレタリアとしての農民の組織であるという点にある。労働者や農民の大家は、最も民主的なブルジョア共和国においても政治生活に參與することが出来ず、民主主義的な自由と權利も與えられなかつたのであるが、ソヴィエト政權のもとではこのような大衆も常に國政に參與することが出来るのである。

(三)

凡そ、如何なるブルジョア民主主義も基本的人権の擁護を唱えている。例えば「集會の自由」はすべてのブルジョア民主主義國家の憲法においては保障されている。しかし階級的自覺のある労働者は、資本家地主がその特權を失うまいとして被压迫階級に対してゐる時に「集會の自由」を約束するなどは全くナンセンスに過ぎないことを知つてゐる。結局「集會の自由」というようなものは最も民主的なブルジョア共和国においても一つの空文句として存在するに過ぎないのである。何故なら富者は公私の建造物を所有しこれを自由に使用でき、集會を行うための充分な余暇に恵まれており、更にまた警察及びその他のブルジョア權力機關によつて集會を警護することも出来るからである。國民の大多數をなす都市及び農村のプロレタリアはこうした條件の一つさえ持ち合せていない。この一事をもつてしても資本主義社會における「平等」謂ゆる「純粹民主主義」の如きは一つの偽瞞に過ぎないことがわかる。従つて眞の平等を獲得し、労働者のための民主主義を現実に實現させるには先ず次の三つの條件が必要とせられるのである。

第一には、搾取者から公私の建物を奪取すること

あり、第二には勤労者に余暇をあたえることであり、第三には武装労働者によつてその集会を保護させることである。このような社会的変革が行われるにいたつて始めて、勤労者、労働者及び貧者にも「集会の自由」が実質的に與えられたということが出来るだろう。

「出版の自由」についても、真相は「集会の自由」の場合と同じことである。勤労者、労働者及び農民が「出版の自由」を獲得するには、先づ文筆家を雇い入れ出版所や、新聞を買収する力を資本の手から奪い取らなければならぬ。そのためには資本の桎梏を打破し、搾取者たるブルジョアジーを覆滅してその抵抗を抑圧せねばならないのである。

更に性・宗教・人種・民族にかゝらざる国民の平等はブルジョア民主主義によつて常に到るところで約束されている。しかしこれらの平等は資本主義治下では決して実現されるものではない。プロレタリア独裁下のソヴィエト政權は直ちにしかも完全にこれらの平等を実現している。何故なら資本主義的所有関係を變革したプロレタリアートの政權、生産手段の個人的所有とそれらを分割し再分割するための闘争に關心をもたない労働者の政權のみがそれを爲すことが出来るからである。

在來のブルジョア民主主義は議會主義の建前をとつてゐるが、國政機關に參與することを誰よりも阻まれているのは勤労者大衆に他ならない。しかるにソヴィエト政權はプロレタリア独裁のもとでは勤労者を國勢に廣汎に參與させることに腐心している。例えば、ソヴィエト國家組織では立法權と行政權とが結合していること、地域的選挙区制の代りに生産別單位の方法がとられていることは一つの例である。

(四)

ソヴィエト憲法はプロレタリア独裁の國に実行せられてゐる民主主義の發展段階を反映する。

謂ゆるブルジョア民主主義革命たる二月革命の後をうけた一九一七年の十月革命は、プロレタリア的な、また社会主義的な性質のものであるといわれている。この革命は、革命ロシアのその後の民主主義的發展に對して大きな展望を切り開いたのである。

革命ロシアにおける最初の憲法は一九一八年に採用せられ、その前文をなすものは同じ年の一月發表された「勤勞、被搾取人民の權利の宣言」であつた。この最初の憲法はロシアにおいて社会主義革命が成功を収めた結果として、權力が労働者、農民、兵士代表ソヴィエトに移したことで、土地の私有が廢止されたこと、經濟上の最高管制がプロレタリア國家の手に移つたこと、民族の不平等が廢棄されたこと、更にまた労働者の政治的自由が保障されたことを認証した。同時にこの憲法は社會發展の當時の段階に應じし任務を提起した。それは國中における資本主義に對して闘争を行い搾取者を彈圧し、國內における搾取と階級を根絶し、無階級的な社會主義社會を建設するにあつた。

一九三六年、第二次五ヶ年計劃の半ばにおいて旧憲法に謳われたこれらの任務は大体完遂をみたといわれる。

工業と商業において搾取階級と資本主義分子が根絶され、富農階級が根絶され、勤勞農民大衆は小商品生産の地盤を抛棄してコルホーズに加入した。國は進んだ工業國に成長し、社會主義的財産が殆んど完全にソヴィエト制度の基礎になつた。ソヴィエト社會は専ら都市及び農村の勤勞者からなり、ソ連國民の中

核をなす労働者、農民及びインテリゲンチヤの政治的、精神的結合は強固である。社會主義は結局的にソ連邦において建設をみたのである。

一九三六年を境界に、ソヴィエト社會の社會的基礎の進化に照應して階級關係にもこのような變化が起つたとすれば、元來階級的支配と階級的壓迫の必要によつて生じたプロレタリア独裁はどうなるであらうかこれに對しては階級的對立が殆んど消滅してしまつたソヴィエト國家においてもプロレタリア独裁は決して弱められたり、放棄されたりするものではなく、「労働者階級の独裁の基礎が拡大し、独裁がより屈伸性のある、従つてより強力な國家による社會指導の制度に轉化」(スターリン)したまでのことであると說かれ、依然としてプロレタリア独裁の必要なることが強調せられる。ソ連邦國家は現在尙ほ共產主義の第一段階たる社會主義の建設を完成し、一國における共產主義への漸進的移行の段階にあり、強力な國家と軍隊を必要としている。階級的對立は殆んど解消したが農民には一部經濟が認められており、この点からも階級間に矛盾の存在していることは公然の事實である。また資本主義の殘滓は、物質的な方面では殆んど拂拭せられたに等しいが、人間の意識には深くその痕跡をとどめている。しかも社會主義國ソ連邦は地球の六分の一を占めてゐるとはいつても今も尙ほ世界資本主義の包圍裡にあり、それと政治的・經濟的對立は誰の目にも明らかである。従つてソ連邦においては、労働階級の独裁の必要と共產黨の指導權の強化が說かれ、依然としてその民主主義が独裁と引き離し難いことが強調せられてゐるのである。(以下次号)

会 談 座

「労働法の改正」をめぐって

昭和二十六年二月十日(土)

関西大学天六学舎会議室において

出席者

和歌山大学教授 後藤清博士、浪江員外教授、
河野講師、今西教授、杉原教授、植野講師

浪江「昨年の六月に労働組合法の改正があつて、現在に至るまで約一年半実践の期間をもつたのであるがこの実践期間を通じて現行労働法の所期した政策的意図が実情に即して果して適当であるかどうかについて種々議論が交はされて來たが、最近労働者はまた之を改正しようとする意向を表明しており、各方面に労働省がアンケートを廻して來ているので労働法改正の志向といったような点について後藤さんから何か御意見を伺ひたいと思います。

後藤 現在労働委員でもやつていて生々しい事件でも扱つておれば其の点よく判るのであるが最近そういうことから遠ざかつていので果して満足して頂くような答が出来るかどうか疑問と思うが……最初昭和二十年労働法が逸早く出來た。後から出來た労働基準法は全く修正というとなしに現在に及んでいるが、労働法は一昨年に改正され又今日部分的に改正が論議されている。それは労資間の露骨な対立關係を土台とするものが労働法であり、従つて國際情勢をはじめ様々の

客觀的情勢の動きが敏感にひびく爲である。労働法については昭和二十年に出來たものは想像ではあるが世界各國の労働法を比較して其の當時の理想的なものを作つたのではないかと思う。終戦直後の全く自由な状態の下に米国の管理政策としては當然なことである。末弘先生あたりの説が立法に大きな影響を與えていると思う。処が其の翌年に作られた労働調整法はアメリカ的な色彩をもつており、一昨年の労働法の改正はワグナー法とタフト・ハートレー法との要素を取入れたものである。ワグナー法も其の修正たるタフト・ハートレー法も全く労資の力のバランスというものを指して作られたものである。処がアメリカの労働者―自動車を通勤に使つていような労働者―には妥當してもそれを日本へ其のまゝ持つて來た処に大きな問題があるのではないか。労働法第二條一号と二号とを先ず問題として取上げると、二号で経費の援助を受けるものは自主的な労働組合ではないと言つてゐる。然し電産や私鉄のよ

うな大きな組合は問題はないが、中小工業者の然も日本の組合の大部分を占めて

いる企業單位の組合では経費の援助をやからしくいうと却つて組合活動を萎縮させることになる。地方の組合で組合員が汽車などで通つてゐる者においては厩宅の汽車時間などの制限があるので労働組合の色々な会合は就業時間中になつて來る。それを経費の援助になるから賃金を差引けというのは無理だ……日本において問題になるのは中小工業である。そこに日本の組合の特別の役割がある。アメリカのような分配だけが問題となるのではなく、從來の温情主義的な封建性を打破するところに労働の革新的な役割があるのではないか。不当労働行為についても同じである。中小工業の業主にとつて恐しいのは刑罰である。もとの労働法では刑罰でおどしてゐたが、現行法では不当労働行為は労働委員会が出した命令に従わない場合に初めて制裁があるのだからどうしても不当労働行為に対するにらみが利かない。労働委員会が命令した時にやめればよいのだから、とにかくやつてしまへという氣になる。現に労働法を改正してから中小工業で労働の役員は敵になりはせぬかとビクビクしてゐる。組合を自主的にするとか、民主的にするとかいふねらいは正しいとしても、法律で縛つて一色の規格にした処に無理がある。明らかに法律万端の思想が支配して

いる。

河野 今度の現行の労働組合法において労働組合は一応自由に設立出來ることになつてゐる。つまり自由設立主義が原則となつてゐる。しかも一方では労働委員会による資格審査が規定されてゐる。中央労働委員会自身が労働省の外局となつて官僚機構の下請機関となつて居り、この中央労働委員会が地方労働委員会を統制する面が強化され且つ公益委員が準司法的役割を演ずることになつてゐるが、この選任がまた多分に官僚的に行われるやうである。そういったわけで自主的な組合を認めてゐるやうであり乍ら實際は官僚統制の色彩が可なり強い。処で労働委員会による組合の資格審査は問題が起つて必要のある時に行われる一時的なもので、仮に組合が審査で一度合法的と証明されても、次の問題が起つた時には改めて審査をして貰ふことになつてゐる。従つて嚴密な意味でアウトサイダー・ユニオンと言へるかどうかわからぬが、審査しない組合が労働法で救済されないものか。手續問題で参加出來ないか。そういうことが問題になるのではないか。労働法ではこのアウトサイダー・ユニオンが救済されないやうな印象を與えてゐるがよく調べて見ると又事實は必ずしもそうではない。例えば経営者が調停を申請すれば労働委員会はアウトサイダーの場合でも調停に乗り出すことも可能である。

後藤 実際は一方では資格審査を進めながら一方では調停を進めるというやり方である。不当労働行為の救済についてもそうであるが、それは実際の便宜からのことで法律の建前としては労組法による労働委員会の救済は特権である。だから特権を受けようとする者は労組法の要求する資格を具備して来いと言っている。

民法的な詮説法の中ではうまく賭うのは無理である。簡易迅速な原状回復を目的とする不当労働行為の救済制度の手續としては合致しない。中労委員会の統計を見ても一五%位が成立する五〇%は和解、あとは取下げ。この意味から言つて現行の不当労働行為は使ひものにならない。

後藤 和解をやるのが根本的にこの制

護にはならない。

後藤 救済を持出すのは労働者である。不当労働行為に対する救済もこの点をよく考へて制度を作る必要がある。

浪江 不当労働行為の救済を行政機関で

員会を斡旋調停の機能の中におしこめるか、いづれの途をとるかが問題である。

後藤　ワイマール体制でドイツにあつた労働裁判所の制度は裁判長が判事で陪席は労資双方の団体の推薦した同数という構成であつた。

河野 日本ではすべて裁判権は裁判所が行うのであるから労働裁判所のようなのを作つても、それは裁判所の一部門であつて、裁判所から離れた特別裁判ではあり得ない。それから素人が裁判に參與する謂ゆる陪審制を布き得ることは、憲法上も認められているが、裁判官でない者を事実の認定だけではなく、法律判断にも參與せしめられるかどうかは問題があらうと思う。

河野 私が心配した側面は後藤さんが言われたワイマール憲法時代と現代日本の客観情勢とを比較しての事である……。

後藤 現在の労働委員会よりはましである。中央労働委員会の委員は、労働大臣が決める。地方労働委員会の委員は知事が決める。労資の団体の推薦した者の中から適当に間引くのである。だからどうしても労働委員会は官庁の下請機関と化する傾がある。

今西 地方労働委員会の公益委員は誰が選ぶのか。

後藤 それは知事がやる。公益員の任命にしてもそこに樂屋の仕事がある。

河野 今日では労働行政がまち／＼になつてゐる。労働委員会の他に労働者の労働基準監督署や各府県の労政課などあつて、これらが労働関係の行政面で統一がとられていない。その上更に裁判所があるといつた具合に、例えば不当労働行為の審理にしても、労働法の二十七條を見

ても判るように労働委員会の審査とその裁判に対する不服の申立も中労委員会へ行く途と、裁判所の行政事件として争う途とがある。又その上一般民事事件として、仮処分手続や本訴があつてそれらが併行的に行われて互に交錯したり矛盾したりして来る。こういう点を制度の上で何とか調和統一せねばならぬと思う。

今西 一昨年の労組法は退潮とか改悪である。後藤さんが言われるのはアメリカのものがとり入れられた爲か……封建的な残滓があるのであまり芳ばしくないと言つておられたが労働組合の本当の発展は中小工業の方へ組合精神が動かねばならぬと思う。処が中小工業は労働者も低調である。最初の理想的な労組法が出来ても程度が高いと思う。大多数が労組法の本質を理解出来ないのだらう。

後藤 だからといつて打棄てゝおいてよいというものではない。アメリカの民主主義と日本のものでは地盤が違ふ。アメリカのように市民性が拡充されてゐる所ではワグナー法やタフト・ハートレー法でもうまく行くが、日本の場合は違ふ。

河野 日本の場合は二條の但書のことも問題になるのではないか、例えばかなり監督的な立場の人を組合員から排除することによつて御用組合をなくするよりも逆に組合を弱化する面もある。又組合経費を経営者から貰うのも同様な問題をもつてゐる。労働大衆が低いのは一般も認

めてゐる。然し進んだ労働法で後れたものを引張つて行く。そういう進歩的なものもある。戦後の労働運動を見てみると進んだものが引張つて行く。それを断ち切ると後れてしまふ怖れがある。

河野 労働組合といふものは法によつて発生したものではなく、歴史的に社会的な事実として発生したもので、労組法二條本文の掲げる定義はシドニー・ウェッブが「労働組合史」の中で定義したものと殆ど国際的に一致した労働組合の性格を定義したもので、それに国家が指導的にその性格を変えようとしていろいろモディフィケーションをつけて労働組合の要件とするのはよくない。そしてその爲に一朝に労働組合の性格を変え得るものでもないと思う。労組法が一方で自由設立主義をとりながら、その労働組合の性格に立入つて干渉し過ぎてゐる。これは労働組合の自主性を尊重すると言いがら自主性を自ら犯しているものだと思う。

河野 法というのは実際的な効果をあげねばならぬと思うが……

河野 例へば二條二号の労働組合運営の爲の使用者から経費援助をうけるものを非自主的な組合として労働組合としての資格を否認しているが、戰間的な組合ほどそれを開いて取つてゐる。これを謂ゆる御用組合というわけには行かぬ。

後藤 労働協約などの表面では経費の援助はないが裏では実際には貰つてゐる。

河野 労働法には労働者の正當な行爲とか公共の福祉とか公正な調整とか極めて弾力性のある普遍條項が謳つてあるが、これを労働組合の具体的な活動に適用する場合極めて多くの問題を惹起していると思う。例へば労働法一條二項に労働組合の正當な団体交渉は刑法免責規定であるが暴力行爲にはこれを適用しないとある。処がこの暴力行爲をどう解するかという点ですね。物理的暴力行爲は問題ないとして労資間の交渉には団体の威力を認めてゐる。そこで個々の事件に當つて団体の威力を直ちに暴力行爲として取扱ふ怖れが極めて多い。

河野 労組法自体が労働組合員の多数の威力を発揮させるこの集團の力によつてコレクティヴ・バーゲニングを行わせる仕組になつてゐるのであるから、その集團の威力をもつて暴力とは言えない、しかし無論物理的接觸はなくとも物理的影響力を與えるのは、一応暴力と考えられるが、どこまでがヴァイオレンスと言われるかは問題である。英國の一九〇六年のトレード・デイスピキュート・アクトにおいてもピースフル・ピクエッティングの限界如何は激しく論争され、判例の多くの變轉を経ているが、その時の歴史的な社会情勢によつて違つた解釈がなされるので、結局その時代の社会的な通念によ

つて決する他ないのではないか。

後藤 だから労組法の解釈には階級的勢力関係が直ちに反映する。

浪江 労働法の中には市民法とはかなり異質的なものを含んでいる。例えば争議行為は力の行使を暴力にわたらない範囲で認めている。暴力にわたらないという土俵の枠で相手方の好まないところを相手方に施して、労働条件の取引手段とするのであるから階級闘争のミスモ・コスモスを法認しているとも言えないこともない。でこの例外がやがて原則になり得る契機を含んでいるのではなからうか。

河野 浪江さんは労働法を市民法と同一の範疇の中において考えられますか。

浪江 労働法を市民法の完成と見るか、その修正と見るかは議論があるが、商品としての労働力の取引に当って資本主義社会の価値法則を貫徹すると結局労働人格の解放ということになる。

河野 資本主義社会の下で時代を超越した人間生活はないので、商品労働力としての労働者の生活である。従って基準法で謳っている人たるに値する生活といつてもそれは実は労働力の価値以下の生活である。処が労働法では恰かも超時代的人間生活の向上とか人間解放とか言う。浪江 労働者の思想にしても資本主義社会においては成功した例はない。アメリカに一州あるが違憲法として廃された。後藤 資本主義経済の制約を無視した労働者の限界である。

河野 社会保障を高く評價している人もあるが、資本主義におけるものと社会主

義におけるものが問題である。今日の日本に於て社会保障立法がどれだけの効果をあげるかを考えると些か悲観的である。後藤 ナチスの起る前のドイツの例を見ても社会民主党政府が失脚し、その後も政府が短命に終つたのは、失業保険の財源の負担に堪え切れなかつたからである。浪江 資本主義がそれ自身の胎内に持つ自己矛盾をどれだけ克復出来るかということになるとそれは問題である。処で今度改正の志向として団体交渉について交渉単位制をとろうとしているが、日本ではこれはどうであらうか、その点一つ後藤さんから御意見を……

後藤 一企業単位に一組合が大部分であつて、クラフト・ユニオンの発達しない日本ではその必要がないのではないか。浪江 どうも日本の組合はコンパニー・ユニオンの枠から外へ出たがらない。例えば労働協約で団体交渉委任禁止の條項を会社側は入れようとし、労組側はこれに反対してよく争になるが、これなどはコンパニー・ユニオンの枠を外せばすぐ解決する問題なのに拘わらず、その点は初めから問題外としてかかつている。河野 交渉単位をどうするかと言うことですか。

後藤 全国的な大きな組合があると、その役員が団体交渉する時それは全体代表的なものか單に大阪というような一地域代表的なものかが問題になるらしい。浪江 労働者の考へでは交渉単位の決定とか代表の選挙、それからその適格審査などを何かの機関でやらせることになる

らしいが、その手續で使用者は自分に都合の悪い交渉単位については色々その資格を争うて一種の妨害抗辯のようなものを出すと、紛議の本筋から見ると無益なトラブルが出て本筋の解決からは益々遠ざかることになる。

杉原 日本の現状で考えると特に去年あたりからの労働問題で顯著になつて來たのは自由労働者の闘争、臨時工・社外工などが労働組合の団体交渉をする場合どうなるか、どこに交渉するのか、彼らはどんな法的な資格を持っているか。浪江 特定の使用者はなくてもやはり労働組合であるが、謂ゆる「職よこせ」要求などで誰が交渉の相手方であるかは問題である。臨時工の問題も最近の日本の経済の反映で、使用者にしてみれば雇傭量の調整という点と労働条件の低劣という点に大きな魅力があるのだが、臨時工のやる仕事は本雇と何等変つた仕事に従事してないのが多い。そういう臨時工は名は臨時工でも実質は本雇と同一に遇せられなければならないと思う。例えば労働法第十七條の規定する労働協約の一般的拘束力の点から言つても「常時使用される同種の労働者」の中に入り労働協約の適用をうけることになる。臨時工は謂れば半失業者で、労働力の自由な取引能力を持つていないから、その労働條件は極めて劣悪である。そして臨時工の労働条件の低劣は本雇の労働条件にも悪く響くが、本雇工もまた臨時工を自分達とは一段と低い労働者として取扱う傾向があつて、組合運動の面からもこの点必

ずしも割り切れていない観がある。

後藤 臨時工は本雇の労働者にとつては不景氣の時は先ず臨時工が解雇されるから一つの防壁となつてゐる。だから大部分の組合は試用期間中の者や謂ゆる臨時工を組合に入れない。長い目から見ると臨時工は労働者階級の労働条件引下げの因素となるのだから、本雇の労働者もこれを組合内に包容することによつて謂ゆる臨時工制度の撲滅をはかるべきであるに拘らず、目前の利益のみを考えて組合に包容しない。浪江 臨時工の実際的のあり方については……

後藤 唯に本雇の労働者が謂ゆる臨時工に対して組合の門戸を閉ざしているばかりでなく、臨時工自身の中にも借金金便宜があるとか、博奕で警察にあげられても貰いに行つてくれるような理由で、親分子分關係に執着している者もある。浪江 運用上より改正されようとする労働法がどうあるべきかを要約して一つ後藤さん。

後藤 私は労働法は社会的事業として生れた労働組合を出来るだけ自由は姿で発展させるべきであると思う。結局私は労働法として根本的に必要なものは刑事責任免責の規定、民事責任免責の規定ではないかと思う。憲法第二十八條に言つてゐる團結権と団体交渉権と団体行動権、この柱の上に正しいものを建て、行くべきである。雑物は除くべきであると思ふ。

學内報

寄附委員會開催

一月二十六日午後四時より天六学舎本部会議室に於て寄附委員會を開催、前に決定した寄附保険要項を左記の如く変更することを可決した。

- 一、保険金額及び保険金額中大学への寄附金額は加入者の任意とすること
- 一、保険料の月拂もこれを認めること

米人ミツチエル氏夫妻來學

一月三十一日午後二時三十分米人ミツチエル氏夫妻千里山学舎來訪、堀教授並びに川並講師の案内により各学舎を參觀せられた。

同氏は米国州立カリフォルニア大学の出身で聖書学史 (Bible-history) を専攻、渡日以来日本研究に専念せられ、傍傳道によつてその専攻学の研鑽を重ねられる由、又同夫人も教育に深い関心を有し教職に関する学を修められたる由。尙近い將來に於て同夫妻を本学の教壇に迎える喜びを持ち得るかも知れない。

専門部閉校記念式典舉行

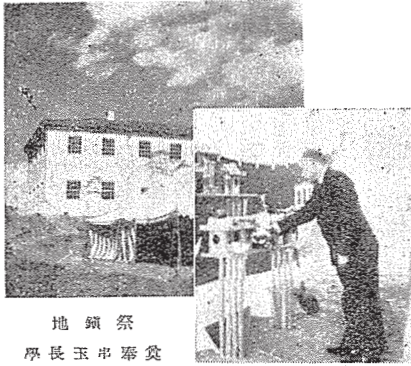
二月六日午後三時より天六学舎本部會議室に於て関西大学専門部、関西工業専門学校閉校記念式典舉行に関する第一回

準備委員會を開催

因みに同専門部は六十五年の永き歴史を有し、これを閉じるに當つては愛惜の念深きものがあるので、こゝに記念式舉行、功勞者表彰、記念講演會開催 (三月二十日大阪中央公会堂に於て)、記念出版物刊行等の行事を企畫している。

大学院研究室建築地鎮祭舉行

二月十日午後一時より千里山大学院学舎前に於て、五ヶ年計畫の第一期工事である大学院研究室建設着工の爲の地鎮祭を舉行



地鎮祭
學長 玉串 奉奠

あけぼの幼稚園新設

今般新たに、本学の理想である綜合教育実践の一環として大学外苑内に大学附

屬あけぼの幼稚園を設立することとなつた。(目下認可申請中)



幼稚園々庭

宮島理事長ロツクフェラー氏と懇談

日米間の文化的協力の問題を檢踏するためにダレス特使團の一員として來日したジョン・D・ロツクフェラー氏は、夫人同伴二月十三日朝関西に來至。僅か滞在二日間という切詰めた旅程を割いて同氏は快く宮島理事長と面会した。理事長は日米文化交流に対する協力、殊に本学の意図する東西文明の綜合的研究を目的とする研究所の設立に関して懇談した。同氏はこれに就いて多大の関心を寄せられた。

尙十三日夕刻、同夫人を関西大学の名に於いて大阪文樂座の人形浄瑠璃に案内した。(一三頁参照)

人事異動

関西大学短期大学部助教授 西村 一郎
並関西工業専門部教授 西村 一郎
昭和二十五年十二月十五日付休職期間満了に付職を解く

総務局長 磯野 充 賀
事務主任 山下 勝治

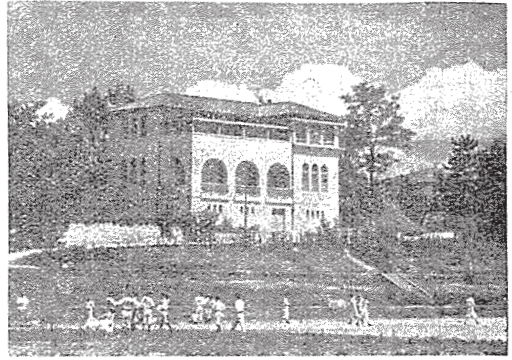
同年十二月三十一日付願に依り職を解く
昭和二十六年一月二十七日付昭和二十五年度本学講師を嘱託する

(十三頁よりの續き)

言つた處、「それにしては貴下は大変若く見える」などと言つたのも一興であつた。因みにエリセーフ氏は目下ロツクフェラー財團と關係の深いハーヴァード大学の東洋学研究所 (Institute of Oriental Studies) の所長であり、同時にまた同財團の一委員會の委員でもあつて、ロツクフェラー氏とは非常に懇意の間柄である。そのエリセーフ氏が私の親友であることも亦ロツクフェラー氏と親しみを深めた所以である。なおロツクフェラー氏は着日以來多少日本語を覚えて見たと見えて私を「ミヤジマさん」と呼んだのも些か愛嬌であつた。

後記

本稿校正中にロツクフェラー夫人より献本に対する丁寧なる書面到着、書中に、拙著により文樂を研究して見たくなりし由を述べた向、回來日の砌は本学を訪ふとの約が重ねられてあつた。(T・M生)



學生

学年試験を控えて、学友会各部の活動も活潑な動きはないが左に主なるものを挙げる

◎アイスホッケー部

スケート部より轉じて第一年目であり、練習場を持たない悩みがあり成績は芳しくなかった。

十二月三十日

本学 0 (0 0 1 2)
0 0 1 3 3 8 関学大

全日本学生選手権

一月四日

本学 0 (0 0 1 17)
0 0 1 17 12 17 46 明治大

◎ラケット部

第一回新制大学全国大会に近畿代表として出場第一回戦で宮崎大学に敗れた

一月二日

本学 3 (3 1 5)
0 1 8 13 宮崎大

◎バスケット部

全日本学生選手権大会に、関西四大学と出場、本学のみ準決勝まで勝ち進み、慶、立大に敗れ四位となつた、試合成績左の通り

一月十二日 本学 64 47 北大

一月十三日 50 44 教育大

一月十四日 36 48 慶応大

一月十五日 40 46 立教大 準決勝

三位戦

續いて、一月二十五日東京より神戸に場所を移して、全日本選手権大会に、関西より神戸学士クラブと本学が、出場権を得、全国各紙の予想を裏切り強剛全文理を破り、準々決勝に宿敵立教大に接戦の末惜敗した

一月二十五日

本学 77 39 北海道龍球クラブ

一月二十六日 本学 60 44 全文理

一月二十七日 59 68 立教大

優勝候補全文理を破り不振の関西勢の中で本学の健闘はスポーツ各紙の賞讃を得たが特に長身の新井、中井、小兵の北野の活躍が目立つた。

◎サッカー部

0 Bを加えて全関大、全関学戦が行われた

一月十五日

全関大 2 (1 1 2) 4 全関学

◎陸上競技部

毎年京阪神三都府で行われる関西学生駅傳が、本年は奈良奥山コースに変更され、本学の三年連覇が予想されたが、長距離走者大野の足の負傷欠場が響いて二十数秒差で、立命大に優勝をゆづつた。

地区勝者四人を記録しながら、長距離区間の一区だけで破れたのは残念であつた。大野の代走区間を、アジャ大会中距離代表として出場決定した田尾が出場したが、国際試合出場を間近に控えてのことであり、無理をしなかつたことも惜敗の因であつた。記録左の通り

一月二十一日 奈良奥山コース

立命大 3 時間54分59秒

本学 3 時間55分26秒 27秒差

◎アメリカンフットボール部

本学現役陣に府下在住0 Bを加えた全大阪軍と警視庁軍第一回対抗、警視総監杯大阪バウルが、花園球技場で舉行された

一月二十一日

全大阪 8 0 警視庁

全日本学生選手権が青森縣大崎で行わ

◎スキー部

全日本学生選手権が青森縣大崎で行わ

れたが、本年は一部へ出場、三位獲得を予想されていたが、故障者が多く入勝者なく、二部へ轉落した。

純飛躍では、竹内七五メートルを飛び

轉倒さ骨を折り、田中の病氣を押しての

出場、日景の足の故障等が災いし、二部

入替のキーポイントとなつた、リレーで

は五米の差で破れたのは不運であつた。

これより数日早く開かれた全関西選手権

には圧倒的に前年に引續いて本学が優勝

したのであつた。

◎二部辯論部

旧臘二十三日、全関西大学高専雄辯大会が、近大主催、大阪日々後援で開催され、岡本が優勝した。

優勝 岡本富美男 「再び武器を探るべきか」

六位 和田 豊彦 「未明」

七位 田中 正人 「歴史は流れる」

◎二部近代文学研究部

一月二十日市立大で文学研究会を催した

「近代文学の問題」

講師 市大助教 森 修 氏

◎二部社會科學研究部

一月中には次の研究会を開いた

一月二十九日 実存哲学批判

一月三十日 スミスとマルクス思想に

就いて

二月二日 第一次大戦後の帝國主義

(十二頁下段へ續く)

校 友

千里山十期會

昭和二十五年十二月二日(土)午後五時より我橋オメガハウスに於て千里山十期會が開催せられた。矢野幹事の開會の辭に始まり、大学側より出席の安井秘書課長から大学の近況と校友の協力を希望する挨拶あり、次いで同窓の大学文学部教授榎本氏より大学に関する報告があつて、宴に移る。その間国民生命の方より大学発展に関する寄附保険の説明が行われ、宴酣となるにつれてテーブル・スピーチ活氣を呈し、二十年前の学生氣分旺盛し、和氣あい／＼の中に午後八時半學歌を齊唱しつゝ會を閉じた。

当日の出席者左の通り

大学側 安井秘書課長

會員側 矢野文雄、森下善雄、長谷川清一、本間孝男、河内兼三、藤井安郎、江里口春志、福岡彰郎、河合中、中尾幸藏、榎本金次郎、三橋正実、千原清治、竹沢喜代治、荻野武雄、山内敬一、田坂敏夫、萱島栄、小島龍太郎、永井政次、戸田清一、山中照司、浅野時男、(順不同敬称略)

關西大學商工俱樂部

發起人會

校友有志百二十余名の唱道により本學出身の実業界に活躍せる中堅層を中心とする「關大商工俱樂部」(仮称)の結成準備中の処、校友会本部との連絡の結果、旧臘十二月十五日午後五時より天六六舎に於て第一回發起人会が開催せられた。これは本學発展五ヶ年計畫等の贊助及び校友と大学との連絡強化、並びに校友各團體の組織強化等に基いている。特に問題となつたのは、校友会館建設の件であつた。然して会館建設の具体的方策への協力と同俱樂部創立總會への準備の促進とを申し合せた。因に創立總會までの準備期間中の運営に就いては当日出席の各位に依頼、更に〇印の方を常任準備委員として活躍を願ふこととなつた。

当日出席者

大学側 岡野校友会会長、春原理事、原

渉外課長

會員側 松谷哲藏(昭二大経)、稻田一郎(昭三大経)、加藤昌秀(昭五大経)、入江勇(昭五大経)、宮本末雄(昭七関甲)、矢野文雄(昭九大経)、藤井安郎(昭九大経)、森下善雄(昭九大経)、長谷川清一(昭九大経)、押谷忠之(昭一〇大経)、皆木鉄夫(昭一五専法)、佐伯五郎(昭

一七大経)、藤本久三(昭二四大経)、肥田木光(昭二五大経)(順不同敬称略)

德島支部總會

一月二十八日午後二時より德島市両国橋魚正に於て總會が開催せられた。先づ三宅支部長より開會の挨拶あり、次いで会則改正の件を上げ、斎藤常任幹事より改正案を逐條説明万場一致これを可決、また役員改選を行う。大学側より出席の松原教授より教務一般に就き報告、阿部監事よりは五ヶ年計画による研究室本館等の新築、図書館内容の充実、千里山花壇購入等大学の現況に就き報告あり、支部側各位よりは大学に対する希望の開陳あつて後、宴に入り旧交を温めて歡を盡し、午後六時學歌合唱、大学の万歳三唱盛會裡に意義深き半日の幕を閉じた。

当日の出席者左記の通り

大学側 阿部監事、松原教授

支部側 三宅二郎、薮下益治、中田豊雄、小寺善二郎、黒田健勝、斎藤正美、有本直弘、森良之祐、矢部一之、千草信男、有岡定行、安西岩重、大上岩治、橋本安信、斎藤俊次、原政雄、竹内勝(順不同敬称略)

職域名簿抄 (五)

港 區 役 所

庶務課長 五島 実 昭 七専法

會計課長 橋本福太郎 昭 一三〇〃

戸籍係長 池川 隆徳 昭 一五〃

經濟係長 廣川 増吉 昭 一六二〃

書記 筒井 清二 昭 一五専法

書記 藤坂 善治 昭 一五専法

書記 長島 輝行 昭 一九〃

書記 奥村 昌章 昭 一八関甲

主 任 區 役 所 辻 茂 大 一三専商

書記 佐藤 秀雄 昭 一八〃

書記 久保田健一 昭 一七専法

書記 松村 良造 昭 一四〃

書記 畑山房太郎 昭 一八〃

書記 松本九一郎 昭 一一大経

書記 浅野 三郎 昭 一二専商

北 區 役 所 今井 孝治 昭 一専商

書記 大北 泰正 昭 一三〃

書記 岡島喜代治 昭 一六専経

書記 村田俊太郎 昭 一八専法

書記 川口 成光 昭 一七専商

書記 武田 登 昭 一六専法

書記 八杉九太郎 昭 一〃

書記 藤本 喜彦 昭 一五専商

書記 内海 健男 昭 一四専法

書記 中井 一夫 昭 一八専商

書記 樋口 亨 昭 一〇二商

書記 長井 秀一 昭 一七〃

阿倍野區役所				事務員				東任吉區役所				大阪市土木局			
審査係長	田中 保	昭六專法		事務員	吉村昭四郎	昭二一関中		事務員	吉村昭四郎	昭二一関中		事務員	中村 奏音	昭一五大法	
主事	山本 義一	昭六專法		主事	浜崎保太郎	昭一四專法		主事	石川 勉	昭一四專法		主事	顯谷 泰三	昭一一大法	
書記	岩井 宗一	昭九大法		書記	置田德治郎	昭五專法		書記	日垣喜太郎	昭一三関甲		書記	二見 辰二	昭二專法	
	龜岡伸二郎	昭九大法			池田豊次郎	昭四專法			武田 豊	昭一六〃			山口 一雄	昭九〃	
	長谷川 博	昭一〇專法			村上 正雄	昭一四專法			井上 正雄	昭二〃			久田日出男	昭七專英	
	吉岡 彰夫	昭九〃			山本 重市	昭一八〃			大阪市港灣部				濱本 隆通	昭一八專法	
	田中 勝彦	昭二三大法											稲本 一市	昭一二專法	
主事	平田栄一郎	昭二一專法		主事	多胡 尙一	昭一〇〃		主事	顯谷 泰三	昭一一大法		主事	平田 嘉男	昭一六專法	
書記	今仲 美己	昭二〇二商		書記	矢萩 勉	昭一〇〃		書記	二見 辰二	昭二專法		書記	田村 文男	昭一五〃	
	山本伊三郎	昭一七專法			松本 又勝	昭一〇〃			土田 八朗	昭一九〃			妹尾 隆彦	昭一六〃	
	尾上 圭一	昭一七專法			岩崎 正	昭一〇〃									
	左近 俊一	昭二〇二商			田中 治	昭九〃									
主事	氏家厚太郎	昭一〇專法		主事	前田 貞次	昭一〇〃		主事	久田日出男	昭七專英		主事	濱本 隆通	昭一八專法	
書記	寺本 孝三	昭一五專法		書記	池内 正名	昭一二專法		書記	稲本 一市	昭一二專法		書記	平田 嘉男	昭一六專法	
	高橋倉太郎	昭九大法			南園 義博	昭一三〃			田村 文男	昭一五〃			土田 八朗	昭一九〃	
	中辻 淳	昭六大法			城下 正行	昭一四專法			妹尾 隆彦	昭一六〃					
	森田 義治	昭五大法			吉井 邦雄	昭一四專法									
	小寺 正美	昭一六大法			西川 正照	昭一五專法									
	盛 政光	昭一四大法			渡辺 一郎	昭一六〃									
	赤野眞佐一	昭一六專法			五十鈴秀夫	昭一六〃									
	酒井 輝彦	昭二〃			浦野 俊章	昭一六〃									
	保田 忠良	昭九関甲			大山 純一	昭一八專法									
	清水 正三	昭七〃			中村 清	昭一八專法									
主事	橋山 宗夫	昭五專法		主事	藤沢 克行	昭一九專法		主事	顯谷 泰三	昭一一大法		主事	久田日出男	昭七專英	
書記	藤村 保成	昭一〇專法		書記	林 義幸	昭一〇專法		書記	二見 辰二	昭二專法		書記	濱本 隆通	昭一八專法	
	下農 政一	昭一二〃			中脇 邦彦	昭一〇專法			山口 一雄	昭九〃			稲本 一市	昭一二專法	
	竹中治三郎	昭一五專法			河野 廣次	昭二〇專法			久田日出男	昭七專英			平田 嘉男	昭一六專法	
	上村 力平	昭一五專法			長谷 淨正	昭二二〃			田村 文男	昭一五〃			土田 八朗	昭一九〃	

（九頁より続く）

◎二部文藝部

劇作研究会を設け脚本募集を行つてい
るが、作品が集まれば「関西文芸」「ユ
ーカリ」誌等の機関紙の他「劇研」を
発刊する。

◎文藝部

新春句会を一月十六日文化会館で行
い、下村槐太氏の來場があつた、三月
以降、毎月一回同師を招いて句会を行
う。同好者の参加を希望している。

◎社會科學研究會

左記研究会を圖書館階下ゼミ教室で行
つた。

橋川 喜正 昭二四專法
石川 勉 昭一一二商
日垣喜太郎 昭一三関甲
武田 豊 昭一六〃
井上 正雄 昭二〃

大阪市港灣部

鎌田 滋彌 昭三專法
顯谷 泰三 昭一一大法
二見 辰二 昭二專法
山口 一雄 昭九〃
久田日出男 昭七專英
濱本 隆通 昭一八專法
稲本 一市 昭一二專法
平田 嘉男 昭一六專法
田村 文男 昭一五〃
土田 八朗 昭一九〃
妹尾 隆彦 昭一六〃

一月二十六日
「デモクラシーの理論と独裁政治」
一月二十七日
「再軍備と憲法問題」桜田助教授
一月二十九日
「社會的再生産の一般的構造」
一月三十日
「氏族的封建的殘存に就いて」

◎山岳部

去る十二月十五日より二十五日につ
て山岳部は白馬山麓の黒菱・八方尾根・
唐松岳踏破を敢行した。山岳部長松原教
授参加。山は例年より降雪多く且つ荒れ

山 岳 部

氣味のため労苦は言語に絶した。高木、
藤田、高田、前田、藤田順、高谷、阿部
等の諸部員参加。なお黒菱には関大山岳
部の先輩が築いた小屋が村營の山小屋の
間に炊事場として朽ちてはいるが面影を
留めている。

続・校友の面影

—2—

尼崎信用組合長

松尾高一氏



松尾高一氏

◇……信用組合と云うと地味な感じだが、実際面では今日の中小企業を対

象とした金融界での大きな存在である松尾高一氏は昭和二年専門部経済科の卒業であるからまだ中年の組合長と思われるが、頭を光らしているのは中年禿げではなく、かつて永く本学の理事であつた元代議士内藤正剛氏や、元伊丹市長深川重義氏と専門部で同窓と知るとお年相応と見られる。

◇……「尼崎信用組合は、その内容規模共に日本」と云われているが、それは眞実なりや」と質問した処、「全國の信用組合は六百位だが、合併して規模の大きくなつたのは一、二あるが単独では預金額は六億、日本」と云われるのは、まあそんな処かな」と自他共に認める自信をもっている。「尼崎

は阪神間に位する恵まれた工業都市であるが、中小企業は当時資金難にて大銀行は相手にして呉れず、高利貸では経営が立たない、どうしても相互扶助的な信用組合が喫緊事であつたので、時の大阪市長岡一さんに知遇を受けていた私は、尼崎櫻井市長其他の後援で大正十年五月尼崎信用組合を創立常務取締役、専務取締役、組合長を歴任して来たが、その間三十年時勢によつて迂余曲折があつたが現在では市民各層の信用を受けているし、大蔵省の預金部資金も最も多く受けている」と云う

◇……「僕は経済の安定は心の安定からと云う信條で、名士を招いて経済講演や修養の話をしてもらい、組合員の経済的育成と共に倫理化運動をやっている。金だけが資本ではない、人の融和、これが資本と思つている。現在市内に八支店、社員一五〇名、一体となつて明るく働いている。僕は人の陣容も大銀行にまけない様にと常に心を配つている。組合の方で、昨年から尼崎復興貯金を初め、申込額一億四千万円、復興事業に融資もし、又組合員の旅行を企画して共に親密の度を加え、相互扶助の実を挙げたい」と……「居は氣をうつす」と云うが学園のよい環境で、氣品のある人材を育成してほしいと云

うのが自分の願い、又故人は友、選べと云つたが、自分の現在もすべては友のお蔭と感謝している。学生諸君にも友を選べの言葉をおくりたい」と最後にのべられた。

◇……氏は岡山縣英田郡粟井村の出身、明治二十一年生、校友会尼崎支部長、全國信用組合聯合会理事、尼崎商工会議所顧問、縣、市商工対策委員、地方裁判所人事商事調停委員に挙げられ、趣味は書と淨るり共に相當なものと評がある。

福井県地方労働委員会々長

内藤哲応氏



内藤哲応氏

◇……内藤哲応氏は昭和五年福井縣支部結成に當り、推されて初代支部長となり今日に至つてゐるもので、多数後輩の引立てに常に心を砕いてゐる。

◇……氏は大正十年専門部法科卒業後小浜町で辯護士を開業、縣議會議員・縣地方労働委員会々長と兼務、瘦せ型半白童顔の貴公子タイプ、縣下法曹界での重鎮であるは勿論、縣議會で

もピカ一の存在。議場では得意の辯論で縣理事者の政策を鋭く衝く純理派。最初は多数派に属していたが、持前の清廉さは御都合主義、事大主義の連衆とそりが合わず、最近では脱退して無所属となり一人一党。とは言つても決して冷徹な理論一点張りではなく温容な風宇そのままに氏の抱擁力は衆望も集めている。来る選挙に再出馬するかどうかは今の処態度を明かにしていないが、縣議なら再選疑いなし。知事選でも若し氏に意思があれば現知事らと一戦を交えても決してひけはとらぬこと必定。氏は又労働運動に深い理解と関心を持ち、買われて縣地勞委の公益委員として地勞委制度施行以來委員となり、勞資双方から推されて会長を二期も務めている程である。全國の地勞委はブロック別に会合を催しているが、福井縣は北信五縣に属し二ヶ月毎に各縣交替で協議会を開いてゐるが、その会の議長席に着いた場合、氏の議事の進め方は実に堂に入つたもので議案の処理はまことに巧妙を極め、如何なる難問をも恰かも乱麻を断つようで、問題の分析、焦点の抽出、意見の整理、解決への導引など鮮やかなもの。列席の各縣代表を流石と敬服させてゐる。

◇……余技の奇術は全く玄人はだし共同募金名士隱藝大会では圧倒的人氣を博した程の腕前。もし強いて難点をあげれば若干口濁型で八方美人的なところ位なもの、今後の氏の活躍に期待するところ大なるものがある。

ロックフェラー氏と語る

ダレス特使團に加はつてロックフェラー氏が来日することを耳にして、着日数日前に東京へ書信を送り、豫め面接の希望を述べておき、場合によつては東京にまで赴いて面談の機会を得ようとも考へてゐたのである。が同氏の西下を知るに及んで、その後数回に亘る書面での打合せの結果、氏の京都滞在は僅か二日間という多忙なプログラムであつたが、幸ひにして面会することを得た。

昨今我が國に海外の名士が来るといふとこれに逢はんことを庶幾する人士が多いが、また或いはその所爲と言へるかも知れぬがこれらの人に逢はせまいとする中間人士の存在してゐることも亦、私の頃日遺憾に思つてゐる処である。然るに逢つて見ると本人は案外に斯る中間の干渉を殆ど御存知ないのが通例である。

扱てともかくも私は十三日午後ミヤコ・ホテルにロックフェラー氏を訪ねたのであるが、先方の返答では当夜は既に何かとの会合の手筈が決つてゐて逢へないとの事であつた。そこで私はロックフェラー氏に同行してゐたGHQ外交部のブラウンズ氏に面会を要めた処、幸ひ同氏は快く逢つてくれたので、來意の大意をロックフェラー氏に是非傳へて貰ひた

い旨を依頼した。当夜夫人は夫君と別行動を執るとのことであつたから、私は夫人を我が大阪否日本の古典藝術として誇るに足る人形芝居文樂に招待したい趣を告げたところ、夫人は早速これを快諾され、同夕五時文樂座席、先づ人形を遣ふ文五郎の入神の名技並びにその説明に大いに興じ、「葦太平記白石噺」的一幕を纏て京都に引返した。後で夫人に文樂見物の所感を問うた処、その視た一幕は全く理會出來ずその爲何の興も催さなかつたが、然し目のあまりに見た文五郎の至技には心を拍たれたと卒直な感想を述べてゐた。また夫人は東京で見た歌舞伎も大阪の文樂の場面もすべて感激場ばかりであるが、これは些か奇異に感ずるとの言をも漏らしてゐた。尤もこの事はロックフェラー夫人のみの感想ではなく、西洋人通有のもので一般に日本の劇、音楽等を評して哀愁的なものが多いといふことを口にするのを私は滞歐中に体験した。尙私は拙著佛文文樂の一書を献じ、婦國の上一読して我が國の古典藝術を玩味して貰ひたいと附け加へておいた。

翌十四日私はロックフェラー氏夫妻主催のミヤコ・ホテルに於けるコクテル・パーティーに招寄せられた。当夜の客は主として京都に於ける学界の人々十数名であつたが、その多くはロックフェラー氏と余り会話を交さなかつたので、幸ひ私は同氏と十二分に談柄を交へる機会を得、洵に欣快の一夕であつた。その談話の内容は概ね次の如きものである。

としまして京都に於ける学界の人々十数名であつたが、その多くはロックフェラー氏と余り会話を交さなかつたので、幸ひ私は同氏と十二分に談柄を交へる機会を得、洵に欣快の一夕であつた。その談話の内容は概ね次の如きものである。

日米の協力は政治外交上のこともさることながらその根幹をなすものは道徳的・學問的、知的等の關係でなければならぬと信ずる。偶々こゝに貴下が懸々文化協力の問題を携げて自ら来日せられたので私たちも亦教育關係者として参考のため親しくこの問題について意見交換の機を得たことは洵に幸ひである。又米國の日本に示唆せられる主張の一は、政治、行政、經濟、教育等すべて地方分散化（decentralization）にあるにも拘はらず訪日のアメリカ使節團乃至著名人が接する処の人、尋ねる処のものは主として中央の官辺にのみ終始するのが慣例となつてゐる。この事は私たちの常に遺憾とする点であるが、貴下には限られた日程の中から零細貴重な時間を割いて西下られたことは我々関西人の感謝する処である。最後に本學の意図する東西兩文明の研精比較乃至融合を計らうとする一機關としての研究所の設立案を提示し、「若し御同感なれば御協力を願ひたい」と語つた処、氏は「非常にインテレストを感じるので幣米の上早速我がロックフェラー財團の關係委員會に回附する」旨約き

れたので、本學に於ても今後斯案の進歩に従ひその都度同財團に通知する旨附言した。なほ氏は次の來日の機には本學を訪問する由をも約された。

ロックフェラー夫人は所謂富豪の有閑マダムではなく実に聰明な行届いた上品な婦人の容止を具へてゐる。拙著文樂は佛文であるので米賓に贈るのは如何かと多少の懸念がなかつたが、訊いて見ると夫君の方は佛語は勉強したが動詞の変化、名詞の性別等が難で話すことは出來ないが読むことは充分出來るとのこと。だが夫人の方は読むばかりでなく話すことも出來、英語を話さない荆妻とは終始佛語で會話してゐたが、実に正確な佛語で、夫人ほどに佛語を話しこなせる米國の婦人に私は多く逢つたことがない位である。また非常に社交的であつて來客にも一々氣を配りよく勤め、最後の別れの挨拶の時に夫人は私に「カーは持つてゐるのか」と訊かれ、まさかノーとも言へずイエスと答へると、夫人は「雪が降つてゐるから車が滑らぬやうに氣をつけてお帰りなさい」と言はれるなど深切でもあり実に細かい所にまで氣を配つてゐることを痛感させられた。当夜会に偶々京都日佛會館々長代理で東洋學の研究に來てゐるエリセーフ氏夫妻も招かれてゐた。ロックフェラー氏に「私はこのエリセーフ君の父君と旧友である」と

（以下八頁へ続く）

新刊紹介

体系貨幣金融辭典

正井敬次博士編

編者は周知の如く本学元学長で、貨幣・金融論に關する權威であるが、昭和二十二年本学を辭任せられて以來著述に専念せられていた。本書はその具体的な所産の一である。

本書は編者自身述べられる如く、「第一部より第四部までは各々貨幣論・金融論・銀行論・外国爲替論の四部分にして補遺は以上の四部に含まれざる戦後の我國を中心とする諸項目を含」んでゐる。

凡そ辭典が具備すべき要件は、内容が廣汎で出來得る限り多くの項目を含むこと及び、各項目の説明が平易正確で通説によることである。本書はこの困難な二要件を克服している。前者については、例えば第一部貨幣に於ては貨幣に關する基本的事項並びに學說のみでなく、英米獨佛日印の各國貨幣についての歴史的項目にまで及び、又「特異の權想による貨幣」(第二の三)として土地貨幣・自由貨幣・日附貨幣・スタンプ貨幣・労働券・世界貨幣を挙げている。第二部以下も同様に最近に至るまでの内外の金融、銀行、外國爲替に關する諸現象・諸制度・諸學說また保險金庫等についての諸項目にまで及ぶ。貨幣金融辭典としてはもとよ

り本書が嚆矢ではないが、他に比して種々の特色がある。その一、二を挙げれば、先づ第一に本書が正井博士の單獨編輯執筆になるものであることである。これは辭典としては例外的なことであつて多年に亘る研究生活と本学に關係せられる以前十數年間実務に従事せられた博士であつて初めて可能なことである。第二に書名が示す様に各項目が体系的に編纂せられ、別に末尾に索引が附せられてゐることである。それ故本書は辭典としての効用と併せて貨幣論、金融論、銀行論、外國爲替論についての入門書としての意義をも有する。(N・Y生)

前号訂正

目次一六行目及び一三頁見出し「フレイザーの講演」は「フレイザー氏の講演」の誤り
二頁 チョーサー・ワーズワース記念座談会出席者中の「廣岡教授」は「小野教授」の誤り
一四頁 英詩人ブランドン氏の書翰の頁は、「海外叢報」の標記を脱落
表紙三頁 關西大学概況の中、沿革の項の三行目「昭和二十二年」は「昭和二十三年」、内容の項の一行目「大学院(二ヶ年以上)」は「大学院(一ヶ年以上)」の誤り
以上前号の誤字及び脱字を訂正補足すると共に、寄稿者並びに讀者に對しお詫び申し上げます。(編輯者)

關西大學附屬幼稚園々々募集

今春新たに本学の理想とする綜合教育の一環として大學附屬幼稚園を勝景の地、大學外苑(元千里山遊園地)に開設……………目下認可申請中

募集人員 一二〇名

申込場所 關西大學外苑事務所(元遊園地入口)

入園願書受付期間 三月一日から三月二十日

入園者発表期日 三月二十五日

入園期日 四月一日

關西大學あけぼの幼稚園

募集児童園

受付場所 3月1日～20日
關西大學外苑事務所
(元千里山遊園地入口)



ま直に
素明く
健やかに

あけぼの幼稚園

所蔵重要図書解題 (其二)

2. *L'Illiades d'Homere; traduite en français, avec remarques par Madame Dacier. 4e édition. Amsterdam 1731. 3 vols.*

ホメーロス「イリアス」 ダーシエ
佛訳 第四版 一七三一年刊 三冊

イリアスは、紀元前十世紀頃、ギリシャの大詩人ホメーロスが作つたものと云われている。一七九五年ドイツのザオルフは、ホメーロスは実在の人物でなく、元來断片的な詩であつたものを、アテネの政治家ピシストラタスが編集したものであると唱えてセンセーションを起した。「イリアス」とは小アジアの西北部にあるミューシア地方にあつた一都市イリオン(一名トロイアー)の詩という意義であつて、全二十四巻よりなり、行数は一万九千四百六十五という一大叙事詩である。内容は、イリオンに於けるトロイアー人とギリシャ人との戦争を叙したものであるが、この詩はトロイアー城の攻囲十ヶ年の戦争の中、第九年目の末期と第十年目の初期に当る五十一日間の出来事を述べ、雄将ヘクターの陣歿で終つていて、落城までには及んでいない。しかも、五十一日のうち、二十一日間のことを第一巻に、二十二日間のことは第二十四巻に記し、全二十四巻のうちで、他の二十二巻に僅かに八日間の事件だけを詳細に述べられているのであ

る。

近代語への全訳はフランス語訳が最も古く又今日まで最も多くの訳が現われている。十七世紀末までに、一五三〇年 ehan Samxon、一五八〇年 Hugues Salet et Anadis Janyr、一六一七年 Du Souhait、一六九九年 La Valterie の四種があり、次で一七一一年 Madame Dacier の訳が出版されたが、版を重ねること数回、十九世紀にも翻刻され流通していた程有名である。

本学所蔵のものはその増訂第四版、一七三一年アムステルダム刊行の三冊本である。四六判より少しく細長い小型の本であり、Pierre Le Romain 筆になる銅版の細緻な挿図が二十枚ばかりあり、本文にはかなりの註が付けられている。

この後も佛訳は相繼いで続出し、十八世紀には八種、十九世紀には十三種ばかり出たから、二十世紀と合せたならば相当な数になるであろう。中でも一七六四年の Briaube 訳と一八六七年 Leconte de Lisle 訳は重要であろう。佛訳の外、各国語訳の初まりは大体、独訳は一六〇一年 (Johann Sprengel)、英訳は一六一一年 (George Chapman)、蘭訳一六五八年、伊訳一七六九年、露訳一七七六年の出版を十八世紀末までに見た。日本では明治三十六年(一九〇三)正宗白鳥

の「イリアット物語」を初めに、生田長江(大正三年、一九一四)、小松武治(大正十二年、一九二三)、三好十郎(大正十年)の梗概が出版され、翻訳は馬場孤蝶訳(大正四年)、内村訳、土井晩翠訳、田中秀央及越智文雄訳がある。

訳者ダーシエ夫人は、フランス人で一六五四年生れ、一六八三年古典学者アンドレ・ダーシエと結婚した。彼女は多くのギリシャ古典の佛訳をなしたが、評論家としては夫アンドレよりも優れていたと云われている。一七二〇年死去した。

3. Mirabeau: L'Ami des Hommes, ou Traité de la Population. Partie I-3. Avignon 1756.

人間の友(別名人口論) 初版 第一—三巻 一七五六年 合本一冊

「人間の友」は、カンティロンの説に影響を受けたものであるが、人口と農業を以て富の二原則となし、人口を左右するものは農業によつて生産される生存資料であるから、人口は穀倉の鼠の如くに増加する能力があつても、生存資料が不足せば、大なる増加はありえない。故に農業は尊重せらるべきものなりと主張し、又大なる人口は國家の富を導くがために望ましいものであることを論じたものである。

最初匿名で出版したのであるが、その当時社会に大センセーションを與え、著者の名が公にせられるに及んで彼は大人氣を集めた。第一、二、三巻を出版したその翌年一七五七年七月のある夜、ミラボーは本書を刮目していた一人で、

重農學派の頭フランスワ・ケネーと初めて会合し、大いに激論を闘わしたことがあるが、それ以來、ミラボーはケネーに左袒する様になつた。その後ケネーの助力を得て、續けて第四巻を一七五八年、第五巻及第六巻を一七六〇年に出版したが、本書はよく読まれて、四十版を重ねたと云ふことである。

本書の初版はクワルト判と四六判の小型本とあり、二版以後は小型本となつてゐる。本学所蔵のものはクワルト判の第一、二巻を一冊に合本したもので、総皮であり、背には金色の裝飾模様があつて優雅な書物である。三巻共に各八章よりなり、第一巻は一五六頁、第二巻は二一八頁、第三巻は一五八頁である。

著者ミラボー侯 (Victor Riqueti Mirabeau de Mirabeau) は、フランスの經濟學者で、フランス革命政治家として有名なミラボーの父である。一七一五年生れ、十三才にして軍籍に入り、戰場に出ては勇名を轟かせたが、父の死後は軍籍を退いて所領を継ぎ、専ら經濟學を研究し、ケネーの導率者であつた。一七六〇年にフランスの財務行政を攻撃した「租稅理論」を著わして筆禍となり、同年ヴァンセン城に幽閉されたが、間もなく、所領のヴァニニオンに居住し、バリーに居住を許さずとの條件の下に釈放された。晩年家庭の不和のため財産と健康を失ひ、一七八九年バスチーユ襲撃の前夜死去した。(K・A 生)

関西大学図書館新着洋書目録 (V)

General Works.

- McCabe, Joseph: A rationalist encyclopaedia; a book of reference on religion, philosophy, ethics, and science. (2d ed.) London 1950.
Statesman's year-book, 1950. 87th annual publication. London 1950.
The World of learning, 1950. 3d ed. London 1950.
Hardman, David (ed.): Reflections on our age; lectures delivered at the opening session of UNESCO at the Sorbonne University Paris. (2d impression) London 1950.
Library Association: Year book, 1950. London 1950.
McGill, William: Making the most of your public library. London 1948.

Philosophy. Religion.

- Hirschberger, Johannes: Geschichte der Philosophie. 1. Altertum und Mittelalter. Freiburg i. B. 1949.
Burnet, John: Early Greek philosophy. 4th ed. London 1948.
Brugger, Walter: Philosophisches Wörterbuch. 3. Aufl. Freiburg i. B. 1950.
Ziegenfuss, Werner: Philosophen-Lexikon; Handwörterbuch der Philosophie nach Personen. Bd. 1. A-K. Berlin 1949.
Whitehead, Alfred North: Essays in science and philosophy. London 1948.
Bollnow, Otto Friedrich: Existenzphilosophie. 3. erweiterte Aufl. Stuttgart 1949.
Hartmann, Nicolai: Der Aufbau der realen Welt; Grundriss der allgemeinen Kategorienlehre. 2. Aufl. Meisenheim am Glau, 1949.
Heidegger, Martin: Sein und Zeit. Hälfte 1. 6. unveränderte Aufl. Tübingen 1949.
Husserl, Edmund: Erfahrung und Urteil; Untersuchungen zur Genealogie der Logik. Redigiert und hrsg. von Ludwig Landgrebe. Hamburg 1948.
Jaspers, Karl: Der philosophische Glaube. München 1948.
Jaspers, Karl: Von der Wahrheit. (Philosophische Logik, Bd. 1) München 1947.
Russell, Bertrand: Human knowledge; its

- scope and limits. London 1948.
Wentzlaff-Eggebert, Friedrich-Wilhelm: Deutsche Mystik zwischen Mittelalter und Neuzeit. Einheit und Wandlung ihrer Erscheinungsformen. 2., durchgesehene Aufl. Tübingen 1947.
Martensen, Hans L.: Jacob Boehme; studies in his life and teaching. Tr. by T. Rhys Evans. New revised ed. by Stephen Hobhouse. London 1949.
Brecht, Franz Josef: Heidegger und Jaspers; die beiden Grundformen der Existenzphilosophie. Wuppertal 1948.
Denckmann, Gerhard: Kants Philosophie des Ästhetischen; Versuch über die philosophischen Grundgedanken von Kants Kritik der ästhetischen Urteilskraft. Heidelberg
Lavrin, Janko: Nietzsche; an approach. London 1948.
Martin, Gottfried: Wilhelm von Ockham; Untersuchungen zur Ontologie der Ordnungen. Berlin 1949.
Fischer, Kuno: Spinozas Leben, Werke und Lehre. 6. Aufl. (Geschichte der neuern Philosophie, Bd. 2) Heidelberg 1946.
Jaspers, Karl: Descartes und die Philosophie. 2., unveränderte Aufl. Berlin 1948.
Kierkegaard, Sören: Die Lilien auf dem Felde; drei Reden. (Übertragen von Friedrich Hansen-Löve) Wien
Kierkegaard, Sören: Religiöse Reden. Deutsch von Theodor Haecker. München 1950.
Freud, Sigmund: Psychopathology of everyday life. Tr. by A. A. Brill. London 1949.
Freud, Sigmund: The future of an illusion. Tr. by W.D. Robson-Scott. London 1949.
Sturt, Mary, and Hobling, Margaret: Practical ethics; a sketch of the moral structure of society. London 1949.
Niebuhr, Reinhold: An interpretation of Christian ethics. (4th ed.) London 1948.
Baglan, Lord: The origin of religion. London 1949.

【編集後記】

◇前号に引続き今号も亦発行遅延申訳なき次第、次号は何とか二十日過にはお手許へ届く様に致したい所存◇十日午後一時大学院研究室地鎮祭挙行、千里山の一角に本学新築の大礎の打建てられたる感を深くしました。一方外苑には幼稚園新設の計着々進捗中◇今号には和歌山大学より後藤博士をお迎へして座談会を持ち得たのは大きな収穫◇十四日は思はれず雪に商都大阪も面喰つた恰好、この白庭足を奪う中を石濱教授御自身原稿をお届け下さつたのは感激の至り◇海外衆報の欄には些か適當でないと思ひましたが、理事長のロックフエラー氏との面談記を海外名士の直接の消息としてまた本学発展の上に意義深いものとして敢て他を措いて掲載致しました(H・N)

昭和二十六年一月十日印刷 (復刊七号)
昭和二十六年一月十五日發行
関西大学學報 第二三七號
一年誌代券 二〇〇四 (送料共)
大坂市大淀區長柄中通一
編輯人 関西大学學報局
發行所 關西大学學報局
印刷者 合社 ナニワ印刷所
大坂市北區川崎町七
西井 齋
大坂市大淀區長柄中通二
發行所 關西大学學報局
電話 堀川(85)一七五六番
振替 大坂二六七七二番

關西大學概況

沿革

明治十九年關西法律學校として創立、同三十七年専門学校令による關西大学と改称、大正九年社団法人關西大学を財団法人關西大学に改組、同十一年大学令による大学に昇格、昭和二十三年現在の新制大学（四年制）に改組、同二十五年大学院及び短期大学部設置、私立学校法により同二十六年四月以降財団法人關西大学を学校法人關西大学に改組

内容

大学部（一ヶ年以上）
 法学研究科（憲法研究、刑法研究、政治学研究、民法研究、商法研究、行政法研究、國際法研究、法制史研究、英美法研究）
 文学研究科（英語及英米文学研究、國語及国文学研究、哲学及哲学史研究、歴史学研究、大陸文学研究、中国文学研究、英語学、古典語研究、経済学研究、（經濟理論研究、金融經濟理論研究、財政学研究、日本經濟史研究、一般經濟史研究、英文經濟書研究、佛文經濟書研究、独文經濟書研究、會計学研究、監査論研究）
 論文合格者には修士の学位を授ける（博士課程は法令の公布實施次第設置する）
 学部（四ヶ年）
 文学部（法律学科、政治学科）
 文学部（英文学科、国文学部）
 哲学部、佛文学部、独文学部、史学科、新聞学科、東洋文学部、経済学部
 学部の授業は第一部（晝間）及び第二部（夜間）に分ける
 卒業生には學士称号を授ける
 短期大学部（二ヶ年）
 商工経営科
 短期大学の授業は第一部（晝間）及び第二部（夜間）に分ける

教育方針
 人格を陶冶し、健全な思想を涵養し、豊富な教養の上に専門的知識を付與し、指導者として善良な市民を育成し、特に我國一般社会の爲更に進んでは國際社会の爲に貢獻するという崇高且つ雄健な氣概を養育することを教育方針とする

施設
 千里山敷地
 大学院学舎、法文学部学舎、経済学部学舎、研究室及び大学本部（建築中）、圖書館、威德館（大教室）、以文館（會議室）、文化會館、体育會館、大運動場、食堂、厚生會館（給品部）、惠風園（教職員住宅地）、千里山遊園地（拡張計畫用地）
 天六敷地
 短期大学部学舎、圖書館、附屬高等学校及び中学校学舎、法人本部、食堂
 教授、學生及び卒業生
 教授講師 二百七十名 學生 九千三百七十名 卒業生 三万一千二百五十名

將來の計畫
 拡張五ヶ年計畫に基づき向う五ヶ年間に法文学部学舎の改築、大講堂及び大学塔の建設、圖書館の拡張並びに研究室及び大学本部の新設を実現し、他方昨年購入した隣接地千里山遊園地（約三万坪）に學園の一部を移轉すると同時に「大学の社會化及び市民の大學利用」の二大主旨に隨い一般市民が大学の文化的並びに体育的活動に對して關心を深め常に大學に親しみ容易に大學に近づく機會を作りまたその設備を施す計畫である

關西大學 第一高等學校 生徒募集

第一高等學校

晝間課程（普通科）

募集人員 第一學年 約三五〇名
 第二・三學年 各若干名

出願期間 二月五日（月）——二月十四日（水）
 毎日午前十時より午後七時まで（日曜日を除く）

銓衡期日 二月十五日（木）、十六日（金）

夜間課程（普通科・商業科）

募集人員 普通科（第一學年 約一〇〇名
 第二・三・四學年 各若干名）
 商業科（第一學年 約一〇〇名
 第二・三・四學年 各若干名）

出願期間 第一次二月五日（月）——二月十四日（水）
 第二次三月十五日（木）——三月三十日（金）
 毎日午前十時より午後七時まで（日曜日を除く）

銓衡期日 第一次二月十五日（木）二月十六日（金）
 第二次三月三十一日（土）四月一日（日）

第一中學校

募集人員 第一學年 二五〇名

出願期間 二月二十一日——三月五日
 毎日午前九時より午後三時まで（日曜日を除く）

銓衡期日 三月六・七・八日

關西大學學生募集

大學院

法学研究科—公法專攻・私法專攻 六〇名
文学研究科—英文學專攻・国文学專攻・哲學專攻 六〇名
経済学研究科—経済學專攻 五〇名

出願期間 三月一日—三月廿六日 試験期日 三月廿八日・廿九日

學部

法学部	文学部	経済学部	商学部
第一部(晝) 一年 四〇〇名 三年 五〇名	第一部(晝) 一年 三〇〇名 三年 一〇〇名	第一部(晝) 一年 四〇〇名 三年 五〇名	第一部(晝) 一年 二〇〇名 三年 一〇〇名
第二部(夜) 一年 三〇〇名 三年 一〇〇名	第二部(夜) 一年 二〇〇名 三年 一〇〇名	第二部(夜) 一年 三〇〇名 三年 五〇名	第二部(夜) 一年 一五〇名 三年 一〇〇名

出願期間 第一部 一年二月一日—三月十二日 三年三月一日—三月廿九日
第二部 一年二月一日—三月廿一日 三年三月一日—三月廿九日

試験期日 第一部 一年三月十四日・十五日 三年三月卅一日
第二部 一年三月廿四日・廿五日 三年四月一日

短期大學部

商工経営科 第一部(晝) 二〇〇名
第二部(夜) 二〇〇名

入學試験

出願期間 二月廿日—三月廿四日 試験期日 三月廿六日

認定試験

出願期間 二月十五日—三月十七日 試験期日 三月十九日

◎入學要覽

宛名明記郵券貼付の封筒に廿田小爲替同封各所在地に申込の事

大學院・學部

大阪府吹田市千里山
電話吹田123・461

短期大學部

大阪市大淀区长柄中通
電話堀川1756・2072—3・3332